

○八潮市屋外広告物条例施行規則

平成19年6月11日

規則第52号

改正 平成21年3月30日規則第20号

平成28年3月30日規則第18号

平成28年3月30日規則第20号

令和3年3月31日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市屋外広告物条例（平成19年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める博物館、美術館及び病院）

第2条 条例第4条第11号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地は、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地とする。

（表示又は設置の許可申請等）

第3条 条例第7条第1項に規定する許可を受けようとする者は、様式第1号の屋外広告物等許可申請書正副2通に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- (3) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、その表示又は設置についてのこれらの者の許可又は承諾があったことを証する書面又はその写し
- (4) 条例第16条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合には、当該管理する者が同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第7条第1項に規定する許可をする

か否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(許可地域等の許可基準)

第4条 条例第7条第2項に規定する許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 地色に赤及び黄の原色並びに黒色を使用していないこと。
- (2) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- (3) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (4) 裏面及び側面が美観を損わないものであること。

(適用除外の基準等)

第5条 条例第8条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項第1号及び第3号、同条第6項並びに同条第7項に規定する規則で定める基準は、前条各号に掲げるもののほか、別表第2に定めるとおりとする。

(適用除外の許可申請等)

第6条 条例第8条第5項に規定する許可を受けようとする者は、様式第1号の屋外広告物等許可申請書正副2通に第3条第1項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第8条第5項に規定する許可をするか否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(適用除外の許可基準)

第7条 条例第11条第1項に規定する許可の基準については、第4条各号に掲げるもののほか、別表第3に定めるとおりとする。

(許可期間の基準)

第8条 条例第12条第1項の規定により許可の期間を定める場合には、別表第4に定める基準によるものとする。

(許可期間更新の申請等)

第9条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、様式第2号の屋外広告物等許可期間更新申請書正副2通に第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類等並びに様式第3号の屋外広告物等安全点検報告書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第12条第3項の規定により許可の期間を更新するか否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(変更又は改造の許可申請等)

第10条 条例第13条第1項に規定する許可を受けようとする者は、様式第4号の屋外広告物等変更・改造許可申請書正副2通に第3条第1項第2号に掲げる書類等及び様式第3号の屋外広告物等安全点検報告書(変更又は改造が、表示する広告物のみに係る場合を除く。)を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第13条第1項に規定する許可をするか否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(軽微な変更等)

第11条 条例第13条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 外観又は構造の著しい変更を伴わない修繕、取替え、補強又は塗り替え
- (2) 表示内容のうち、従たる内容の変更
- (3) 掲出物件に表示される広告物の定期的変更

(許可の証票及び押印の様式)

第12条 条例第14条第1項に規定する規則で定める許可の証票は、様式第5号のとおりとする。

2 条例第14条第1項に規定する規則で定める許可の押印は、様式第6号のとおりとする。

(国等の特例)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの
- (2) 表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの
- (3) 上端の高さが地上から10メートルを超え、又は表示面積が10平方メートルを超えるもの

(管理者の設置に係る基準)

第14条 条例第16条第2項に規定する規則で定める基準は、上端の高さが地上から4メートルであることとする。

(点検の適用除外)

第14条の2 条例第16条の2第1項に規定する規則で定める広告物又は、掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 「はり紙、はり札、広告旗、広告幕（つり下げを含む。）、立看板、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物」
- (2) 条例第8条第1項、第2項（第1号を除く。）及び第6項に掲げる広告物又は掲出物件で、法令の規定により条例第16条の2第1項の点検と同程度の点検を実施することとされているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が条例第16条の2第1項の規定による点検が必要ないと認めるもの

(点検結果の提出)

第14条の3 条例第16条の2第2項に規定する点検の結果は、様式第3号の屋外広告物等安全点検報告書により提出するものとする。

(除却の届出)

第15条 条例第17条第2項に規定する届出は、様式第7号の除却届を市長に提出して行うものとする。

(公示の方法等)

第16条 条例第20条第3項に規定する規則で定める様式は、様式第8号の屋外広告物等保管物件一覧簿とする。

2 条例第20条第3項に規定する規則で定める場所は、都市デザイン部都市計画課とする。

(平21規則20・平28規則18・一部改正)

(返還の手続)

第17条 条例第21条第1号に規定する保管した広告物又は掲出物件（条例第23条の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、様式第9号の屋外広告物等受領書と引換えに返還するものとする。

(屋外広告物を表示する者等に対する検査等における身分を示す証明書)

第18条 条例第25条第2項に規定する証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(管理者等の届出)

第19条 条例第27条第1項に規定する届出は、様式第11号の屋外広告物等管理者設置・廃止届を市長に提出して行うものとする。この場合において、条例第16条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いたときは、同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

2 条例第27条第2項に規定する届出は、様式第12号の屋外広告物等表示・設置者（管理者）変更届を市長に提出して行うものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 条例第27条第3項に規定する届出は、様式第13号の屋外広告物等表示・設置者（管理者）氏名・名称・住所変更届を市長に提出して行うものとする。

4 条例第27条第4項に規定する届出は、様式第14号の屋外広告物等滅失届を市長に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第20号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 第1種許可地域の基準

広告の種類		基準
建造物利用広告	屋上利用広告	<p>1 木造建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは地上から12メートル以下であること。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り等の建築物を利用</p>

		<p>する場合</p> <p>ア 表示面積は全壁面面積の10分の1以下であること。ただし、全壁面面積の10分の1が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル以下（都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内の場合は25メートル以下）であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>
	壁面利用広告	<p>1 表示面積は、一面の壁面につき、その壁面面積（開口部分を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>2 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
	突出し広告	<p>1 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。</p> <p>2 壁面からの突出し幅は1.2メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建造物から独立した広告	建物敷地内広告	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。ただし、自家広告にあつては60平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
	空地、農都市計画	1 道路からの距離が5メートル以下であるもの

	<p>地等利用法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により用途地域が決定されている地域</p>	<p>ア 一面の表示面積は3平方メートル以下であること。</p> <p>イ 表示面積は6平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 上端の高さは地上から5メートル以下であること。</p> <p>2 道路からの距離が5メートルを超え、30メートル以下であるもの</p> <p>ア 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは地上から10メートル以下であること。</p> <p>3 道路からの距離が30メートルを超えるもの</p> <p>ア 一面の表示面積は15平方メートル以下であること。</p> <p>イ 表示面積は40平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 上端の高さは地上から10メートル以下であること。</p> <p>エ 広告相互間の距離は10メートル以上であること。</p>
	<p>その他の地域</p>	<p>1 国道又は県道からの距離が50メートル以下であるもの</p> <p>ア 一面の表示面積は3平方メートル以下であること。</p> <p>イ 表示面積は6平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 上端の高さは地上から5メートル以下であること。</p> <p>2 国道若しくは県道からの距離が50メートル又は鉄道からの距離が100メートルを超えるもの</p> <p>ア 一面の表示面積は30平方メートル以下であること。</p> <p>イ 表示面積は80平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 上端の高さは地上から10メートル以下であること。</p>

			と。 エ 広告相互間の距離は、道路沿線にあつては30メートル以上、鉄道沿線にあつては50メートル以上であること。
掛看板			1 表示面積は2平方メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
広告幕（つり下げを含む。）			1 長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。 2 道路上における下端の高さは、路面から5メートル以上であること。
広告旗			1 表示面は縦1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。 2 高さは3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。 4 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
電柱街灯柱等利用広告	袖（そで）付広告		1 縦の長さが1.2メートル以下で、かつ、出幅が0.6メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。 3 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものにあつては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告		上端の高さが地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から1.2メートル以上であること。
はり紙、はり札及び立看板			1 表示面積が、はり紙又ははり札にあつては1平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であるこ

	と。 2 はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
アドバルーン	1 気球部分の直径は3メートル以下であること。 2 広告幕（網を含む。）の長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.5メートル以下であること。 3 上端の高さは地上から45メートル以下であること。
アーチ利用広告	1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあつては路面から5.5メートル以下、車道上にあつては路面から7.5メートル以下であること。 2 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあつては路面から3.5メートル以上、車道上にあつては路面から5メートル以上であること。 3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から3メートル以下、その下端の高さは地上から1.2メートル以上であること。
標識利用広告	表示面積は0.5平方メートル以下であること。
自動車利用広告	次のいずれかに該当するものであること。 1 広告宣伝自動車を利用するもの 2 1以外のもので、表示面積が各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0.3平方メートル以下であるもの

2 第2種許可地域の基準

広告の種類		基準
建造物利用広告	屋上利用広告	設置することができない。
	壁面利用広告	1 表示面積は、一面の壁面につき、その壁面面積（開口部分を含む。）の5分の1以下であること。 2 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。

	突出し広告		<ol style="list-style-type: none"> 1 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。 2 壁面からの突出し幅は1.2メートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
建造物から独立した広告	建物敷地内 広告		<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は10平方メートル以下であること。ただし、自家広告にあつては60平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
	空地、農地等利用 広告	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により用途地域が決定されている地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路からの距離が5メートル以下であるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 一面の表示面積は3平方メートル以下であること。 イ 表示面積は6平方メートル以下であること。 ウ 上端の高さは地上から5メートル以下であること。 2 道路からの距離が5メートルを超え、30メートル以下であるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 表示面積は10平方メートル以下であること。 イ 上端の高さは地上から10メートル以下であること。 3 道路からの距離が30メートルを超えるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 一面の表示面積は15平方メートル以下であること。 イ 表示面積は40平方メートル以下であること。 ウ 上端の高さは地上から10メートル以下であること。

		エ 広告相互間の距離は10メートル以上であること。
	その他の地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 一面の表示面積は3平方メートル以下であること。 2 表示面積は6平方メートル以下であること。 3 上端の高さは地上から5メートル以下であること。
掛看板		<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は2平方メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
広告幕（つり下げを含む。）		<ol style="list-style-type: none"> 1 長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。 2 道路上における下端の高さは、路面から5メートル以上であること。
広告旗		<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面は縦1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。 2 高さは3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。 4 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
電柱街灯柱等利用広告	袖（そで）付広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 縦の長さが1.2メートル以下で、かつ、出幅が0.6メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。 3 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものにあつては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告	上端の高さが地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から1.2メートル以上であること。
はり紙、はり札及び立看板		<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積が、はり紙又ははり札にあつては1平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）

	<p>1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。</p> <p>2 はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。</p>
アドバルーン	<p>1 気球部分の直径は3メートル以下であること。</p> <p>2 広告幕（網を含む。）の長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.5メートル以下であること。</p> <p>3 上端の高さは地上から45メートル以下であること。</p>
アーチ利用広告	<p>1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあつては路面から5.5メートル以下、車道上にあつては路面から7.5メートル以下であること。</p> <p>2 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあつては路面から3.5メートル以上、車道上にあつては路面から5メートル以上であること。</p> <p>3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から3メートル以下、その下端の高さは地上から1.2メートル以上であること。</p>
標識利用広告	表示面積は0.5平方メートル以下であること。
自動車利用広告	<p>次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1 広告宣伝自動車を利用するもの</p> <p>2 一以外のもので、表示面積が各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0.3平方メートル以下であるもの</p>

注 建造物利用広告及び建造物から独立した広告にあつては、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件以外は、鉄道に向けて表示してはならない。

別表第2（第5条関係）

- 1 条例第8条第2項第1号の基準

表示又は設置の場所	自家広告の種類		基準
条例第4条第1号から第12号までに掲げる地域又は場所	建造物利用広告	屋上利用広告	1 表示面積は5平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。 4 広告物自体の高さは2メートル以下であること。
		壁面利用広告	1 表示面積は5平方メートル以下であること。 2 上端の高さは軒高以下であること。 3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		突出し広告	1 表示面積は3平方メートル以下であること。 2 上端の高さは軒高以下であること。 3 壁面からの突出し幅は1メートル以下であること。 4 道路上に突き出していないこと。
	建造物から独立した広告	サインポールの類	1 表示面積は2平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から7メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における設置本数は1本であること。 4 道路上に突き出していないこと。
		広告板	1 表示面積は5平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から4メートル以下で

			あること。 3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。 4 道路上に突き出していないこと。
		広告塔	1 表示面積は5平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から4メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。 4 道路上に突き出していないこと。
		広告幕（つり下げを含む。）	長さが1.0メートル以下で、かつ、幅が1メートル以下であること。
		広告旗	1 表示面は縦1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。 2 高さは3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
		掛看板	表示面積は1平方メートル以下であること。
第1種許可地域	建造物利用広告	屋上利用広告	1 木造建築物を利用する場合 ア 表示面積は10平方メートル以下であること。 イ 上端の高さは地上から12メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り等の建築物を利用する場合 ア 表示面積は全壁面面積の10分の1以下であること。ただし、全壁面面積の10分の1が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル以下であること。

			<p>イ 上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル以下（都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内の場合は25メートル以下）であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>
<p>条例第4条第13号に掲げる地域又は場所（八潮駅周辺商業特定区域）、第1種許可地域、第2種許可地域</p>	<p>建造物利用広告</p>	<p>壁面利用広告</p>	<p>1 表示面積は、一面の壁面につきその壁面積（開口部分を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>2 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
		<p>突出し広告</p>	<p>1 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。</p> <p>2 壁面からの突出し幅は1.2メートル以下であること。</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。</p>
	<p>建造物から独立した広告</p>	<p>サインポールの類</p>	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。</p> <p>3 自己の住所、事業所等における設置本数は2本以下であること。</p> <p>4 道路上に突き出していないこと。</p>
		<p>広告板</p>	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から5メートル以下であること。</p>

		<p>3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。</p> <p>4 道路上に突き出していないこと。</p>
	広告塔	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から5メートル以下であること。</p> <p>3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。</p> <p>4 道路上に突き出していないこと。</p>
	広告幕（つり下げを含む。）	長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。
	広告旗	<p>1 表示面積は2平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは3メートル以下であること。</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。</p>
	掛看板	表示面積は2平方メートル以下であること。

2 条例第8条第2項第2号の基準

1 個の表示面積は2平方メートル以下であること。

3 条例第8条第2項第5号の基準

広告物の種類	基準
乗用旅客自動車に表示される広告物	表示面積は、各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0.3平方メートル以下であること。
乗合旅客自動車又は貸切旅客自動車に表示される広告物	<p>1 表示面積は、車体底部を除く表面積の10分の3以下であること。</p> <p>2 車体の窓及びドア等のガラス部分については表示しないこと。</p>
乗用車又は貨物自動車に表示される広告物	自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等以外のものを表示していないこと。

4 条例第8条第2項第9号の基準

ア 当該工事期間中に限り表示するものであること。

イ 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。

ウ 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、その表示面積は表示方向から見た板塀その他これに類する仮囲いの平面積の20分の1以下であること。

5 条例第8条第3項第1号の基準

ア 石垣又は擁壁を利用する場合の表示面積は5平方メートル以下であること。

イ 送電塔、送受信塔、照明塔、煙突又は水道タンクその他のタンクを利用する場合の表示面積は15平方メートル以下であること。

6 条例第8条第3項第3号の基準

空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。

7 条例第8条第6項の基準

表示面積は表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の平面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。

8 条例第8条第7項の基準

ア はり紙又ははり札にあつては表示面積が1平方メートル以下、広告旗又は立看板にあつては縦（立看板にあつては、脚部を含む。）1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。

イ 広告旗にあつては、高さが3メートル以下であり、かつ、道路上に突き出していないこと。

ウ はり紙には表示の始期及び終期、はり札、広告旗又は立看板には表示しようとする者の氏名及び住所並びに表示の始期及び終期が明示されていること。

別表第3（第7条関係）

1 条例第11条第1項に係る許可の基準

ア 条例第4条第1号から第12号まで

自家広告の種類		基準
建造物利用広告	屋上利用広告	1 木造建築物を利用する場合 ア 表示面積は10平方メートル以下であること。 イ 上端の高さは地上から12メートル以下であること。

		<p>と。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り等の建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は全壁面面積の10分の1以下であること。ただし、全壁面面積の10分の1が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル以下（都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内の場合は25メートル以下）であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>
	壁面利用広告	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは軒高以下であること。</p> <p>3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
	突出し広告	<p>1 表示面積は6平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。</p> <p>3 壁面からの突出し幅は1.2メートル以下であること。</p> <p>4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建造物から独立した広告	サインポールの類	<p>1 表示面積は7平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。</p> <p>3 自己の住所、事業所等における設置本数は2本以下であること。</p> <p>4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル</p>

		ル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
	広告板	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から5メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。 4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
	広告塔	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から5メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。 4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
	広告幕（つり下げを含む。）	長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。
	広告旗	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は2平方メートル以下であること。 2 高さは3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
	掛看板	表示面積は2平方メートル以下であること。

イ 条例第4条第13号

自家広告の種類	基準
建造物利用広告（突出し広告）	<ol style="list-style-type: none"> 1 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。 2 壁面からの突出し幅は1.2メートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。

建造物から独立した広告(サインポールの類、広告板及び広告塔)	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は60平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
--------------------------------	---

2 条例第8条第5項第2号に係る許可の基準

表示面積は10平方メートル以下であること。

別表第4（第8条関係）

広告物の種類	許可期間の基準
広告塔、広告板、電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用 広告（はり紙及びはり札を除く。）、標識利用広告、アーチ利用 広告及び自動車利用広告	3年以内であること。
掛看板	1年以内であること。
広告幕（つり下げを含む。）及びアドバルーン	3月以内であること。
立看板、はり紙、はり札及び広告旗	1月以内であること。

様式第1号(第3条、第6条関係)

屋 外 広 告 物 等 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)

八潮市長

申請者 住 所
氏 名(法人にあっては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり屋外広告物等を表示・設置したいので、八潮市屋外広告物条例第7条第1項(第8条第5項)の規定により申請します。

	住 所	氏名又は名称	電 話
管 理 者	資格 屋外広告業者・屋外広告物講習会修了者・屋外広告士・その他() 第 号		
工 事 施 工 者			
意 匠 設 計 者			
工 事 予 定 期 間	着 工 予 定 日	年 月 日	完 了 予 定 日
屋外広告物等の 種類・数量・規 模並びに表示・ 設置の場所 及び期間	種 類	数 量	m ² ・枚・個 張・基・台
	規 模	(縦) m× (横) m× (面数) = (合計面積) m ²	
	表示・設 置の場所	表示・設 置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
道路占用許可 年月日番号等	年 月 日 第 号		
※受付年月日	※算定手数料 (数量) (単価) 円 × = (合計) 円	※ 第 号 年 月 日 申請者 様 八潮市長 印 年 月 日付けで申請のあった 屋外広告物等の表示・設置については、八潮市 屋外広告物条例第7条第1項(第8条第5項)及び第 12条第1項の規定により、申請のとおり(次のと おり条件を付して)許可する(しない)。	
		条 件 ※	

注 1 該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印の欄には記入しないこと。

- 添付書類 1 掲出場所の周囲の状況の図面又は写真
2 広告物の仕様書及び設計図
3 土地・建物を借用して設置する場合は所有者等の承諾書又はその写し
(道路上等に広告物を設置する場合は管理者の占用許可書又はその写し)
4 広告物の上端の高さが4メートルを超える場合は管理者の資格を証する書
面又はその写し

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、八潮市(訴訟において八潮市を代表する者は八潮市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

屋外広告物等許可期間更新申請書

年 月 日

(宛先)
八潮市長

申請者 住 所
氏 名(法人にあっては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり屋外広告物等の許可期間の更新を受けたいので、八潮市屋外広告物条例第12条第3項の規定により申請します。

更新の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
現在の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
現在の許可の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号	
※受付年月日	※算定手数料 (数量) (単価) 円 × = (合計) 円	※ 第 号 年 月 日 申請者 様 八潮市長 印 年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の許可の期間の更新については、八潮市屋外広告物条例第12条第3項の規定により、申請のとおり(次のとおり条件を付して)許可する(しない)。
		※ 条 件

注 ※印の欄には記入しないこと。

- 添付書類 1 掲出場所及び周囲の状況の図面又は写真
2 屋外広告物等に関する仕様書及び図面
3 土地・建物を借用して設置する場合は所有者等の承諾書
(道路上等に広告物を設置する場合は管理者の占用許可書又はその写し)
4 屋外広告物等安全点検報告書

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、八潮市(訴訟において八潮市を代表する者は八潮市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第9条、第10条関係）

屋外広告物等安全点検報告書

年 月 日

(宛先)
八潮市長

報告者 住 所
氏 名 (法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

現在の許可番号 年月日及び番号	年 月 日付け		第 号		
規 模	表示面積	(縦) m×	(横) m×	(面数) =	(合計面積) m ²
	地上から上端 までの高さ	m			
設 置 場 所					
広告物の種類					
設置年月日	年 月 日		点検年月日	年 月 日	
点検者 (管理者)	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
	資格名称及び番号				
点検結果	(どちらかに○) 改善の必要性 (有・無)	改善年月日	年 月 日 (改善の必要性が無い場合は記入不要)		

点検箇所	点検項目	異常の有・無		改善の概要
上部構造 基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項（ ）	有	無	

注 現状で改善が必要な場合は、改善後の状況についてわかる書類（写真・診断結果）を添付すること。また、広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

様式第4号(第10条関係)

屋外広告物等変更・改造許可申請書

年 月 日

(宛先)
八潮市長

申請者 住 所
氏 名(法人にあっては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり屋外広告物等の変更・改造をしたいので、八潮市屋外広告物条例第13条第1項の規定により申請します。

現在の許可の 年月日及び番号	年 月 日 付 け 第 号			
屋外広告物等の 表示・設置場所				
変更・改造に 要する予定期間	着 工 予 定 日	年 月 日	完 了 予 定 日	年 月 日
屋外広告物等の 種類・数量及び 規 模	種 類		数 量	㎡・枚・個 張・基・台
	規 模	(縦) m×	(横) m×	(面数) = (合計面積) ㎡
※受付年月日	※算定手数料 (数量) (単価) 円 × = (合計) 円		※ 第 号 年 月 日 申請者 様 八潮市長 印 年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 屋 外 広 告 物 等 の 変 更 ・ 改 造 に つ い て は 、 八 潮 市 屋 外 広 告 物 条 例 第 13 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 申 請 の と お り (次 の と お り 条 件 を 付 し て) 許 可 す る (し な い) 。 条 件 ※	

- 注 1 該当する事項を○で囲むこと。
2 ※印の欄には記入しないこと。

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、八潮市(訴訟において八潮市を代表する者は八潮市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第12条関係)



4.0cm

6.0cm

様式第6号(第12条関係)



3.5 cm

3.5 cm

様式第7号 (第15条関係)

除 却 届

年 月 日

(宛先)
八潮市長

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次の屋外広告物等を除却したいので、八潮市屋外広告物条例第17条第2項の規定により届け
出ます。

屋外広告物の 種 類	数 量	㎡・枚・個 張・基・台
許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日付け	第 号
許 可 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
屋外広告物等の 表示・設置場所		

様式第9号（第17条関係）

屋外広告物等受領書

年 月 日

(宛先)

八潮市長

返還を受けた者

住 所

氏 名

次のとおり屋外広告物等の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還の対象と なった屋外広 告物等	整理番号	
	名称又は種類	
	数 量	

様式第10号(第18条関係)

表	
身 分 証 明 書 所 属 職・氏名 生年月日	第 号
<p>八潮市屋外広告物条例(平成19年条例第3号)第25条第2項の規定に基づき、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">八潮市長 印</p>	
裏	
八潮市屋外広告物条例(抄)	
<p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	

様式第11号（第19条関係）

屋外広告物等管理者設置・廃止届

年 月 日

(宛先)
八潮市長

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次の屋外広告物等の管理者を置いた（廃した）ので、八潮市屋外広告物条例第27条第1項の規定により届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号	
屋外広告物等の表示・設置場所		
管 理 者	住 所	
	氏名又は名称	
	資 格	屋外広告業者・屋外広告物講習会修了者 屋外広告士・その他（ ） 第 号

注 該当する事項に○をすること。

様式第12号(第19条関係)

屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届

年 月 日

(宛先)
八潮市長

届出者 住 所
氏 名(法人にあつては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり、屋外広告物等の表示・設置者(管理者)に変更があつたので、八潮市屋外広告物条例
第27条第2項の規定により届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号	
屋外広告物等の表示・ 設 置 場 所		
新表示・設置者 (新管理者)	住 所	
	氏名又は 名 称	
	資 格	屋外広告業者・屋外広告物講習会修了者 屋外広告士・その他() 第 号
旧表示・設置者 (旧管理者)	住 所	
	氏名又は 名 称	

注 該当する事項に○をすること。

様式第13号(第19条関係)

屋外広告物等表示・設置者(管
理者)氏名・名称・住所変更届

年 月 日

(宛先)
八潮市長

届出者 住 所
氏 名(法人にあつては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり、屋外広告物等の表示・設置者(管理者)の氏名・名称・住所を変更したので、八潮市
屋外広告物条例第27条第3項の規定により届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
屋外広告物等の表示・ 設 置 場 所	
新 氏 名 又 は 名 称	
旧 氏 名 又 は 名 称	
新 住 所	
旧 住 所	

注 該当する事項に○をすること。

様式第14号(第19条関係)

屋外広告物等滅失届

年 月 日

(宛先)
八潮市長

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては
名称及び代表者の氏名)
電 話

次の屋外広告物等を滅失したので、八潮市屋外広告物条例第27条第4項の規定により届け出ます。

屋外広告物の種類	数 量	㎡・枚・個 張・基・台
許可の年月日及び番号	年 月 日付け	第 号
許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで
屋外広告物等の表示・ 設置場所		
滅失理由		

注 該当する事項に○をすること。

様式第1号（第3条、第6条関係）

（平28規則18・平28規則20・令3規則19・一部改正）

様式第2号（第9条関係）

（平28規則18・平28規則20・令3規則19・一部改正）

様式第3号（第9条、第10条関係）

（令3規則19・一部改正）

様式第4号（第10条関係）

（平28規則18・平28規則20・令3規則19・一部改正）

様式第5号（第12条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第15条関係）

（平28規則18・令3規則19・一部改正）

様式第8号（第16条関係）

様式第9号（第17条関係）

（平28規則18・令3規則19・一部改正）

様式第10号（第18条関係）

様式第11号（第19条関係）

（平28規則18・令3規則19・一部改正）

様式第12号（第19条関係）

（平28規則18・令3規則19・一部改正）

様式第13号（第19条関係）

（平28規則18・令3規則19・一部改正）

様式第14号（第19条関係）

（平28規則18・令3規則19・一部改正）